

## 公益財団法人広島県スポーツ協会 加盟申請審査要項

公益財団法人広島県スポーツ協会に加盟の申請があった場合又は加盟規程に基づく審査を行う場合は、次の各項目を審査する。

### I 審査項目

#### 1 スポーツ団体としての資格

当該団体が推進するスポーツが以下の要件を満たすこと。

- (1) 楽しみのために自発的に行われるものであり、他者との競争や自己の目標の達成、あるいは自然的要素の克服や共生を意図する運動であること。
- (2) 誰もが参加機会を持ち、競争等の条件がすべての参加者にとって平等かつ公正であること。
- (3) 運や偶然性だけで勝敗が決まるものではないこと。
- (4) 参加者の健康と安全を脅かすものではないこと。
- (5) 青少年の健全育成に資すること。
- (6) 広く人々に共有され、継承の対象となる価値観、規範、技術、物的事物といった文化的内容を有していること。

#### 2 そのスポーツの広島県内統括団体としての資格

- (1) 類似する団体の有無及びその妥当性。
- (2) 当該団体の中央競技団体（全国組織）への加盟状況。
- (3) 中央競技団体（全国組織）の公益財団法人日本スポーツ協会への加盟状況。

#### 3 組織機構の内容（整備状況、健全性）

- (1) 加盟規程第 8 条に定める遵守すべき事項の履行状況。
- (2) 県内統括団体としての 1 年以上の活動実績を有すること。
- (3) 当該団体に加盟する地域組織の設置状況。

- ① 広島県内全域に地域組織（市・町・地区等）を有すること。なお、競技特性や地理的条件（地形、気候や人口の違い）等を勘案することができる。
- ② 上記①の組織が未設置の地域がある場合は、普及活動に努めること。
- ③ 上記①の組織の市町スポーツ（体育）協会への加盟状況。

#### 4 広島県内の普及度

- (1) 競技者等登録規程及び登録者数。（一定程度の競技者の登録があり、特定の年代に大きな片寄がないこと。）
- (2) 広島県内大会や指導者研修事業、選手育成事業等の開催実績。

#### 5 今後の発展性

- (1) 中長期事業計画・方針及び財務計画の策定状況。
- (2) 当該スポーツの普及のためのプログラム等の策定状況。

#### 6 その他、審査上必要と認められる事項

### II 新規加盟競技団体の責務

公益財団法人広島県スポーツ協会加盟規程第10条第2項の規定により、新たに加盟が認められた競技団体は、準加盟競技団体として位置付けられ、Iの審査項目において、不十分と判断された内容があった場合は、準加盟競技団体となった日から4年以内に加盟競技団体となるよう、その内容の改善に努めなければならない。

### 附 則

この加盟申請審査要項は、令和3年4月1日から施行する。